

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

- 1 金融商品取引法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて公開買付等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(2,615円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(2,615円 \times 25,977株(注1)) - \{ (2,107円 \times 5,000株 + 2,113円 \times 1,500株 + 2,114円 \times 7,100株 + 2,115円 \times 11,800株 + 2,116円 \times 1,100株) \times (55,000,000円 / 56,105,479円) \} (注2) = 13,034,727円$$

(注1) 自己の計算による買付けの数量は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの数量26,500株に、自己が当該有価証券の買付けのために拠出した額55,000,000円/自己及び自己以外の者の計算による委託手数料を含めた買付けの額56,105,479円を乗じて得た数量(1株未満端数切捨て)

(注2) 自己の計算による買付けの額は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの額55,998,500円に、自己が当該有価証券の買付けのために拠出した額55,000,000円/自己及び自己以外の者の計算による委託手数料を含めた買付けの額56,105,479円を乗じて得た額(1円未満端数切捨て)

- 2 金融商品取引法第176条第2項の規定により、課徴金の額は、上記1で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てた13,030,000円となる。